

北海道伊達開来高等学校大学進学奨励費推薦規程

第1章 総則

第1条 「奨励費」とは本校開校に当たり、市民の強い要望から本校生徒が自己の可能性を信じ、より高い目標を設定し、ワンランク上の大学進学を目指そうとする生徒を経済的に支援するために北海道伊達開来高等学校支援補助金の中に定められたものである。

第2条 本規程は、大学進学に係る奨励費の給付に関する推薦者選考の規程を定めたものである。

第2章 奨励費および推薦人数

第3条 本規程の推薦者は3名以内とする。（ただし在籍する生徒のみを対象とする）

第4条 奨励費については1名あたり50万円とする。

第3章 推薦の基準

第5条 奨励費の給付に係わる基準は以下の基準を満たすものとする。

(1) 本校生徒が受験する全国模試（進研模試）における大学の偏差値が6.0以上の大学合格者を推薦の対象とする。ただし、全国模試の偏差値は毎年変動するものであり、尚かつ全国模試を実施する予備校等が複数あり、偏差値の設定も若干異なることから、偏差値6.0以上の該当者がいない場合は、基準偏差値下限5%を限度として偏差値基準を引き下げ校内委員会で審議することができる。

(2) その他、本校進路指導規程（第3章進学の推薦受験）に準じ、次の要件を満たす者とする。

- ア 本人の就学の意思が明確であること
- イ 保護者等の同意が得られていること
- ウ 本人の健康状況が良好であり、就学に支障のないこと
- エ 卒業に必要な要件を満たしていること
- オ 普段の生活に問題がなく推薦するにふさわしい人物と認められること

第4章 選考の手続き

第6条 本規程第3章第4条の基準を満たし、奨励費給付を希望する者は、以下の書類を本校に提出しなければならない。

- (1) 奨励費給付申請書（様式1）
- (2) 合格通知書（写し）
- (3) 大学入学金の納入を証明するもの（振込用紙写し等）

第7条 第5条に定められた書類の提出を受けた場合、学校は校内委員会を開催し、審議内容を職員会議に報告し校長の決裁を受け、推薦者を決定する。

第8条 奨励費給付推薦者が決定した場合は、伊達市教育委員会にその旨を報告するとともに教育委員会の承認を得て受給者を決定する。その後、当該生徒並びに保護者に文書で通知し、所定の事務手続きを行う。尚、奨励費の給付事務は本校事務部が対応する。また、不合格となった者がいる場合にも文書にて通知する。

第9条 推薦対象者の募集期間は国公立大学後期日程の合格発表後までとする。ただし、早期に推薦基準を満たす者が出た場合はその時点で必要書類を提出してもかまわない。

- 附 則
- 1 この規程の改正は、必要に応じて審議し、職員会議を経て校長が決定する。
 - 2 この規程は、2023年4月1日より施行する。

北海道伊達開来高等学校大学進学奨励費推薦規程申し合わせ事項

- 1 同一偏差値の合格者が推薦人数を超えた場合には次の基準で順位付けする。
 - (1) 国公立大学と私立大学の場合は国公立大学を上位とする。
 - (2) 同一の大学の合格であっても、試験型による優先順位は次のとおり順位付けする。
 - ア 一般入試
 - イ 推薦入試（指定校推薦を含む）
 - ウ 総合選抜入試
 - (3) 上記基準で順位付けができない場合は、次の基準を用い順位付けする。
 - ア 高校3年間の評定平均
 - イ 高校3年間の出席の状況
 - ウ 高校3年間の活動（部活動成績、資格取得、その他顕著なもの）
 - (4) その他、順位付けが困難な状況となった場合は校内委員会で総合的な判断を行い、職員会議を経て校長が決裁する。
- 2 北海道伊達開来高等学校大学進学奨励費推薦規程第5条の推薦の基準に該当する生徒がいない場合、あるいは該当しても生徒及び保護者が希望しない場合は、希望者が推薦人数に満たない場合であっても推薦基準を変更することはできない。